

4月からの変更あれこれ

4月は新年度入りの季節です。このタイミングで、国や自治体の制度面などでも各種の変更が行われます。小さな変更が多いので、今回のCBCA NEWSでは、4月からの変更あれこれと題して、以下列挙いたします。

(年金関係)

- 平成28年度の国民年金保険料 月 16,260円 (平成27年度 15,590円よりアップ)
- ※ 平成28年度の年金額に変更はありません。 (老齢基礎年金(満額): 月 65,008円)

(医療関係)

- 平成28年度診療報酬改定 診療報酬本体 0.49%のプラス改定

○紹介状なしの大病院受診時定額負担の導入

保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については、紹介状なしで受診した患者に対し、定額の徴収を責務とする。

定額負担の金額は、下記金額を最低金額とし、医療機関が個別に設定することとする。

- ・初診については5,000円 (歯科は3,000円)
- ・再診については2,500円 (歯科は1,500円)

※ 現在でも徴収する病院は多いですが、今回の変更により対象となる全ての病院で徴収が責務となりました。

○被用者保険の標準報酬月額上限の引上げ

健康保険及び船員保険の標準報酬月額上限を、47等級(121万円)から50等級(139万円)に引き上げる。

併せて、標準賞与額の年間上限を540万円から573万円に引き上げる。

○国民健康保険の保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直し

85万円から89万円に引き上げる。

(雇用・労働関係)

○女性活躍推進法の全面施行

常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出や情報公表等が義務付けられます。

※ 301人以上の企業かどうか、就活女子にとって重要な要素になるかもしれません。

(交通費関係)

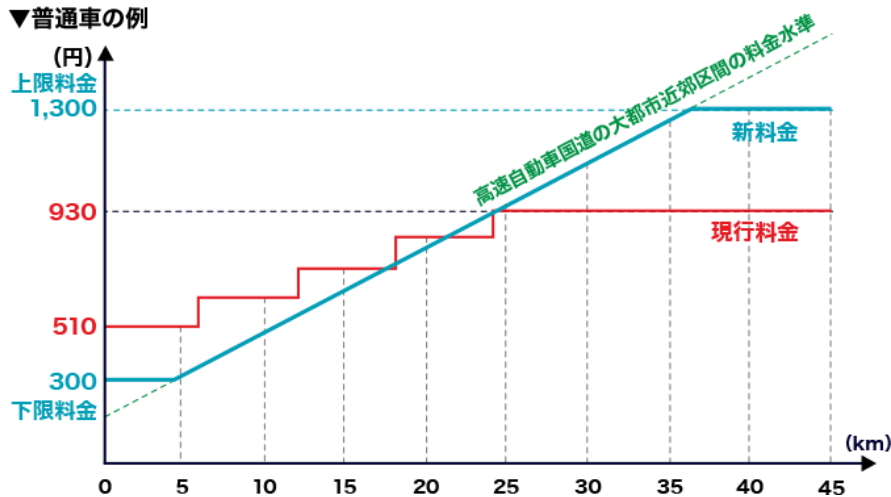
○首都高の料金体系の変更

路線ごとに異なる料金体系を見直し、基本的に走行距離に応じた料金に統一する。

※ 迂回路を利用した場合、入口から出口までの最短距離に応じた料金となります。都内渋滞を回避し圏央道や外環道の利用を促す効果が期待されます。

ETC車の基本料金は、現行の「6km毎の料金距離に応じて加算される料金体系」から、「0.1km毎の料金距離に応じて10円単位で加算される料金体系」に変更。

(激変緩和措置として上限及び下限料金を設定。普通車の場合、上限1,300円、下限300円)



※ 近距離は従来より安くなりますが、遠距離は値上げとなります。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先